

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A

※このQ & Aは今後、順次更新を行っていきます。

1. 申請主体について

Q 1 - 1. 普通交付税の不交付団体であることについては、いつの時点で判断されますか。

A 1 - 1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施しようとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けているかどうかで判断します。

Q 1 - 2. 複数の地方公共団体による共同事業は対象となりますか。

A 1 - 2. 共同事業も対象となります。この場合、共同で1つの地域再生計画を作成することも、それぞれの地方公共団体が個別に地域再生計画を作成することも可能ですが、それぞれの地方公共団体分の事業費と事業に充てる寄附の見込み額を明確に区分する必要があります。

2. 対象となる事業・寄附について

Q 2 - 1. どのような事業が対象となりますか。

A 2 - 1. 地方版総合戦略に位置付けられたものであれば、雇用の創出や、移住・定住の促進、結婚・出産・子育ての支援、まちづくり等、地方創生を推進する観点から幅広い分野の事業が対象となります。

ただし、地方創生の観点から効果の高い事業を対象とするため、地域再生計画の認定に当たっては、事業ごとに、

- ・地域再生・地方創生の実現という法律の目的を達成するためのアウトカムベースのKPI（客観的な数値指標）が設定されていること
- ・PDCAサイクルが整備されており、事後的に客観的な効果検証が行えるものであること

が要件となります。

なお、既存の住民サービスとして行ってきた事業についても、地方創生に資するものであって、寄附を契機として質的又は量的な変化があることを明確に説明できる場合には対象となり得ます。具体の案件等がありましたら、個別にご相談ください。

Q 2 - 2. 地方創生応援税制の適用を受ける事業について、事業期間が複数年度にわたる事業も申請可能ですか。

A 2-2. 地方創生応援税制の適用を受ける事業について、適用期限である 2019 年度までの事業を申請することが可能です。

事業期間が複数年度にわたる場合は、地域再生計画に、年度ごとに区分して、事業内容、KPI、事業費を記載し、事業期間中の寄附の見込みについて記載する必要があります。また、2 年度目以降において、これらの記載内容に変更があった場合には、軽微な変更（Q 4-1 参照）を除き、地域再生計画の変更認定申請の手続きを行う必要があります。

Q 2-3. 着手済みの事業について地域再生計画を作成して、認定申請することはできますか。

A 2-3. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業は、寄附を充てるものとして企画・立案した事業を予算化して、地域再生計画の認定後に事業を実施（着手）することを想定しているため、原則として着手済みの事業（地域再生計画の認定前に支出負担行為を行ったもの）については対象となりません。

ただし、

- ① 地域再生計画認定まで事業着手を遅らせると、当該事業の目的達成に支障が生じうること。
- ② 当該事業の予算計上に際し、地方創生応援税制の活用を予定していることが明らかにされており、単なる財源振替ではないこと。

のいずれも満たす場合には、事前着手が可能であるため、個別にご相談ください。

Q 2-4. イベント等への協賛金など従来から行われている寄附について、地方創生応援税制に係る寄附として受領することはできますか。

A 2-4. 地方創生応援税制は、産官学金労言が参画して策定した地方版総合戦略に位置づけられた、KPI の設定や PDCA サイクルの整備等によって効果が高いと考えられる事業への寄附に対して税制上の特例措置がなされるものです。そのため、従来から行っている事業を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、単に振り替えるようなことは行わないようにしてください（Q 2-1 参照）。本税制の趣旨を踏まえた事業を企画立案し、法人に対してその内容をよく説明することにより、法人が事業の趣旨に賛同した結果として寄附が行われるようにしてください。

Q 2-5. 広域連合等が行う地方創生事業分の負担金に対して地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。

A 2-5. 地方創生事業の財源として支出する広域連合等への負担金については、地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。ただし、本税制に係る寄附の額が当該事業の財源として支出する負担金の額を超えることがないようにご注意ください。

Q 2-6. 地方公共団体が行う基金への積立てについて、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として認定されますか。

A 2-6. 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）に示す要件・運用管理を備える基金への積立てに充てる寄附については、本税制の対象となります。

Q 2-7. 大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返還支援基金への積立てに充てる寄附については、地方創生応援税制の対象となりますか。

A 2-7. 国においては、地方への若者の定着を促進するため、奨学金返還支援基金の取組を積極的に推進しているところです。この奨学金返還支援基金への積立てに充てる寄附についても、基金を活用した事業の一類型として、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）に示す要件・運用管理を備えるものであれば、地方創生応援税制の対象となります。

Q 2-8. 寄附を募る業務や事業を PR する業務を委託する場合の委託料について、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。

A 2-8. それらの業務を委託することにより、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業がより効率的又は効果的に実施されることが見込まれる場合には、当該委託料に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。

Q 2-9. ハード事業をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として申請することはできますか。

A 2-9. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業については、ハード事業も対象としています。ただし、事業期間が複数年度にわたる場合は、単年度ごとに事業費を区分する必要があります。なお、基金を活用した事業による場合を除き、各年度において寄附額が事業費を超えないようにする必要がありますので、その旨ご注意ください。

Q 2-10. 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分について、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。

A 2-10. 地方創生応援税制の制度の趣旨は、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な事業を支援するものであることから、国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできません。

ただし、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び地方大学・地域産業創生交付金の対象となる事業の地方負担分については、地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。

また、奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金の地方負担分についても、地方創生応援税制に係る寄附を充当することが可能です。疑義が

ある場合には個別にご相談ください。

Q 2-1 1. 地方創生応援税制と地方創生推進交付金を併用しようとする場合において、留意することはありますか。

A 2-1 1. 地方創生推進交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充てることは可能です。

また、2019年度における地方創生推進交付金の地方負担分へ充当する寄附見込額が200万円以上又は2019年度事業費の1割以上の事業（広域連携事業にあつては、連携する地方公共団体の合計の寄附見込額が200万円以上又は事業費の1割以上の事業）については、横展開タイプの事業であっても、最長5年間の事業計画の申請が可能となりますが、寄附を行う法人の具体的な見込みが立っていることを必須とします。ただし、全体事業費と比較して、2019年度事業費が著しく少額である場合には、上記特例部分（横展開タイプ事業の4、5年目）については認められないことがあります。

Q 2-1 2. 地方公共団体の地方創生プロジェクトが複数の事業で構成されている場合（各事業費は明確に区分されている）、うち一つの事業に国の補助金や交付金（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び地方大学・地域産業創生交付金を除く。）を受けると、他の事業にも寄附を充てることはできなくなりますか。

A 2-1 2. 全体として1つのプロジェクトであっても、プロジェクトを構成する各事業の事業費が明確に区分されているのであれば、事業ごとに、補助金等（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び地方大学・地域産業創生交付金を除く。）と地方創生応援税制をそれぞれ活用することができます。

<イメージ>

・X市「生涯活躍のまち」形成プロジェクト

→A事業（「生涯活躍のまち」で暮らすための雇用創出事業）

→地方創生応援税制を活用

→B事業（多世代が集う交流施設の整備）

→社会資本整備総合交付金を充当

※A事業とB事業については、予算上明確に区分されており、事業の執行においても、それぞれの事業費が混ざり合うおそれはない。

Q 2-1 3. 地方債の起債対象事業に対して地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。

A 2-1 3. 地方債の起債対象事業に地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですが、その場合は、一般に、当該寄附は当該事業の控除財源として取扱うことが適当であると考えられます。

<イメージ>

地方債の充当率が30%の1億円の事業を計画しており、当該事業に対して5,000万円の寄附がなされる場合の起債可能額は、

[事業費(1億円) - 地方創生応援税制に係る寄附(5,000万円)] × 30% = 1,500万円となる。

※地方創生応援税制に係る寄附を充てない場合は、起債可能額は3,000万円

Q2-14. 特別交付税措置の対象となる事業について、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。

A2-14. 特別交付税の算定上、地方創生応援税制が適用される寄附は算定経費から控除する必要があります。

3. 地域再生計画の認定申請について

Q3-1. 地域再生計画の認定申請の締切はいつですか。

A3-1. 毎年度5月、9月、1月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表します(変更認定申請も同様)。

なお、企業側の寄附のスケジュール及び額、事業の規模、緊急性等を勘案し、特別の事情がある場合には、認定時期について個別にご相談ください。

Q3-2. 地域再生計画の申請にあたり、事業の予算について議会の議決を経ている必要があるのですか。

A3-2. 申請時点で地域再生計画に記載する事業に係る予算が議決されていること、又は認定を受けるまでに予算の議決を経ることが望ましいものの、認定申請と議会の日程が合わない等の事情がある場合には、予算の議決を経る見込みがあれば、議決が認定後となることも差し支えありません。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の設計については、議会の審議を経てより効果の高い事業として設計することが重要であり、また、できる限り速やかに予算の議決を受け、確実に事業が実施されるようにする必要があります。

Q3-3. 一つの地域再生計画に、複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を記載することは可能ですか。

A3-3. 複数の事業が相互に関連する場合には一つの地域再生計画に記載が可能です。ただし、個別の事業ごとに認定に必要な下記(a~i)の記載事項が記載されている必要があります。

a. 事業の名称

- b. 事業区分
- c. 事業の内容
- d. 当該地方公共団体の地方版総合戦略における事業の位置付け
- e. 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
- f. 事業費
- g. 申請時点での寄附の見込み
- h. 事業の評価の方法（PDCA サイクル）
- i. 事業実施期間

Q 3-4. 地域再生計画の申請時点で、寄附を行う法人が確定している必要がありますか。

A 3-4. 法人からの寄附を呼び込めるような効果の高い事業であることが認定の要件となっていることから、申請時点において1社あたり10万円以上の寄附を行う法人の具体的な見込みが立っていることが望ましいです。

なお、必ずしも地域再生計画において企業名を明らかにしなくても構いません。

ただし、地方創生推進交付金（横展開タイプ）の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充てるもののうち、一定額の寄附を集めることをもって事業期間の延長（4、5年目）を申請する場合は、国費の特例措置を活用するという性質から、寄附を行う法人の具体的な見込みが立っていることを必須とします。

Q 3-5. 認定を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を繰り越すことは可能ですか。

A 3-5. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業の進捗状況等に応じて地方公共団体において繰り越し処理をすることは、制度上可能です。

ただし、寄附の申し込みがあることをもって繰越明許の未収入特定財源として取り扱うことはできないため繰越財源とは認められないこと、また、繰り越し事業に対しては繰越財源を充てる必要があることから、繰り越した事業費に対し未収入特定財源としての寄附を充てることはできません。一方、当初執行予定の年度に寄附を受領している場合には、当該寄附金を既収入特定財源として繰り越すことができます。

また、事業の繰り越しの状況によっては地域再生計画の変更認定申請が必要となる場合がありますので、個別に相談するようにしてください。

Q 3-6. 地域再生計画はどのような基準によって認定されるのですか。

A 3-6. 地域再生計画が認定されるためには、地域再生計画に記載する事業が地域再生基本方針に適合する等のほか、地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容が地方版総合戦略に位置付けられたものであって、法人からの寄附を呼び込むことができるような効果の高い魅力的な事業であることが必要です。また、事業について、アウトカムベースのKPIの設定や、行政以外の第三者が参画するPDCAサイクルが整

備されていることが必要です。

Q 3-7. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業については、地方版総合戦略に事業単位で明確に記載されている必要があるのですか。

A 3-7. 地方版総合戦略において、個別具体的に事業内容の詳細が記載されている必要はありませんが、地方版総合戦略におけるどの施策に位置付けられる事業であり、寄附を活用する事業が地方版総合戦略の基本目標や KPI にどのように寄与するのかを地域再生計画で明らかにできる程度の記載が必要です。

Q 3-8. KPI は、どのように設定する必要がありますか。

A 3-8. 地方版総合戦略の KPI をそのまま転記するのではなく、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業によって達成される KPI（原則としてアウトカムベース）を設定してください（ただし、統計上の数値が取れない等やむを得ない事情により、他の事業と合わせて達成する KPI を設定する場合には、当該他の事業を 5-3（その他の事業）に記載して下さい）。

なお、KPI の設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（2018 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）が参考となります。

<適切と考えられる KPI の例>

- ・雇用者数〇〇人増
- ・移住者数〇〇人
- ・出生数〇〇人
- ・観光入込客数〇〇人増 等

<不適切と考えられる KPI の例>

- ・住民の満足度を向上
- ・〇〇施設設計計画を策定
- ・補助申請件数〇件
- ・道路延長〇km
- ・学力テストで全国平均点以上を確保
- ・図書館の図書の貸出数〇〇冊 等

4. 変更・取消しについて

Q 4-1. 認定後の地域再生計画について、事業内容や事業費、期間にどの程度の変更がある場合に、変更認定申請が必要となりますか。

A 4-1. 原則として認定を受けた地域再生計画の内容に変更があった場合には、変更認定

申請が必要です。

ただし、総事業費の2割以内の増減や地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更など軽微な変更については、変更認定申請の必要はありません（別途内閣府への報告をお願いします）。具体のケースについては、個別にご相談ください。

なお、寄附額については事業実施後に報告をいただきますので、地域再生計画の認定時点から変更があった場合でも変更認定申請は必要ありません（Q8-1参照）。

Q4-2. 複数年計画で地域再生計画の認定を受けていた場合に、認定後に不交付団体になるなどして認定基準を満たさなくなった場合、認定の効果はどうなりますか。

A4-2. 認定後に不交付団体となり、認定基準を満たさなくなった場合には、当該年度以降の事業実施期間を削る等の変更認定申請が必要となります。また、その他の理由により認定基準を満たさなくなった場合には、認定が取り消されることもあります。

Q4-3. KPIを達成できなかった場合、認定地域再生計画はどうなりますか。

A4-3. 地域再生計画に記載された事業として適切に実施されたのであれば、KPIを達成できなかったとしても、ただちに地域再生計画の認定の取消しを行うものではありません。

ただし、KPIが達成できなかった場合には、その要因の分析を客観的に行い、分析の結果を国に報告するとともに、次年度以降の事業内容を見直すことが必要です。また、KPIの達成状況について改善が見られない状況が続く場合には、認定が取り消されることもあります。

5. 寄附の受領について

Q5-1. 法人からの寄附はいつ受領することができるのですか。

A5-1. 地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てられる必要があることから、寄附の総額が事業費を超えないように管理する必要があります。そのため、事業の執行後、事業費が確定した後（事業の実施が完了し、支払い額が確定し、それが適切に管理できるようになった時点）に寄附を受領することが原則となります。

ただし、こうした趣旨から、事業実施の進捗に応じて、各時点において確定した事業費の範囲内で、随時寄附を受領することは可能です。

また、事業費が確定する前であっても、寄附の受領を行おうとする時点において、契約の履行状況や給付金の交付決定状況を個別に確認した上で最低限の執行が確実に見込まれる額の範囲内で寄附を受領することは可能です。具体の案件等がありましたら、個別にご相談ください。

なお、基金への積立てに充てる寄附については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）を参照してください。

Q 5 - 2. 事業費が確定する前に、企業から寄附の申し出を受けることはできますか。

A 5 - 2. 事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、随時、企業からの寄附の申し出を受けることが可能です。認定後に特例措置が活用されないことのないよう、できるだけ多くの企業に事前に相談・説明するようにしてください。

その際、地方公共団体において、企業からの寄附の申し出を記録しやすいよう、別添に参考様式を作成しておりますので、必要に応じてご活用ください。

Q 5 - 3. 寄附を現金ではなく、現金以外の物品等の資産で受領することは可能ですか。

A 5 - 3. 税法上、現金以外の資産であっても、事業に直接供することができるものであり、かつ支出時の資産の価額を計算できるものであれば、地方創生応援税制の適用がある寄附として受領することが可能となる場合もあります。ただし、一般に、物品による寄附については、当該物品の価額を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難であると考えられるため、地方創生応援税制に係る寄附については、できる限り現金で受領するようにしてください。

Q 5 - 4. 寄附を受領した日が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施年度の出納整理期間となった場合、当該寄附を事業実施年度の歳入として取り扱うことは可能ですか。

A 5 - 4. 地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費に充てられる必要がありますので、実際の寄附金の受領時期が出納整理期間になることが予想される場合には、基金を活用した事業による場合を除き、寄附を行う法人に対して年度内に納入通知書を発しておく必要があります。この場合には、当該寄附金は事業実施年度の歳入となります。

なお、寄附を行った法人に対する税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されることとなります。そのため、事業年度が4月1日に始まる法人が3月31日までに寄附を行い、前事業年度に本税制の適用を受けることを希望する場合には、当該法人とよく相談の上、事業の執行を管理して年度内に寄附を受領できるようにしてください。

Q 5 - 5. どのような法人からの寄附であっても、地方創生応援税制の対象となりますか。

A 5 - 5. 外国法人を含め、青色申告書を提出している法人からの寄附であれば、地方創生応援税制の適用を受けることができます。ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施する地方公共団体内に本社が所在する法人からの寄附については、地方創生応援税制の適用はありません。

Q 5－6．企業が本社の立地する地方公共団体に寄附を行う場合は、優遇措置の対象から除外することとされていますが、「本社の立地する地方公共団体」とは何を指しますか。

A 5－6．地方税法における「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」のことを指します。

Q 5－7．本社が所在する地方公共団体への寄附は、地方創生応援税制の対象外とされていますが、本社が所在する地方公共団体とはどの範囲を指すのですか。

A 5－7．事業実施主体が市町村である場合は、市町村単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する市町村に本社が所在する企業からの寄附については地方創生応援税制の対象外となる一方、同じ都道府県内の他の市町村に本社が所在する企業からの寄附については地方創生応援税制の対象となります。

事業実施主体が都道府県である場合は、都道府県単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する都道府県内に本社が所在する企業の寄附については、全て地方創生応援税制の対象外となります。

6. 寄附企業に対する行為の制限について

Q 6－1．内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、どのような行為を行ってはいけないのですか。

A 6－1．法人に対し、寄附を行うことの代償として以下の行為が禁止されています。

- a. 補助金を交付すること。
- b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. このほか、経済的な利益を供与すること。

Q 6－2．寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような事例が該当しますか。

A 6－2．内閣府令において寄附の代償としての経済的な利益を供与することは禁止されていますが、経済的な利益の供与に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなります。

一般的に、経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。

- ① 寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。
- ② 地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しご

と創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。

- ③ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。
- ④ 社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。
他方で、経済的な利益の供与に該当する例は、以下のとおりとなります。
 - ① 商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。
 - ② 寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。
 - ③ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

7. 税額控除について

Q 7 - 1. 地方創生応援税制は、どのような税制優遇措置ですか。

A 7 - 1. 法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置です。

A) 法人住民税

寄附額の 2 割を税額控除（法人住民税法人税割額の 20%が上限）

B) 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の 2 割に達しない場合、寄附額の 2 割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の 1 割、法人税額の 5 %が上限）

C) 法人事業税

寄附額の 1 割を税額控除（法人事業税額の 20%が上限）

Q 7 - 2. 優遇措置を受けるために、企業は何らかの申請が必要ですか。

A 7 - 2. 租税の申告時に、地方創生応援税制の適用がある寄附を行った旨を申告するとともに、寄附先の地方公共団体から交付を受けた受領証の写しを提出（法人税の申告にあっては保管）する必要があります。税制上の手続きに係る詳細については、課税庁から発表されている情報を確認してください。

Q 7 - 3. 地方公共団体は、寄附を行った企業に対し、受領証を交付する必要がありますか。

A 7 - 3. 内閣府令で規定する様式を受領証を、寄附を行った企業に対し交付する必要があります。（地域再生法施行規則第 14 条及び別記様式 3、別添を参照）

Q 7 - 4. 企業から複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を一度に受領した場合に、事業ごとに受領証を交付する必要があるのですか。

A 7-4. 事業ごとに区分して受領証を交付する必要があります。

8. 効果検証及び報告について

Q 8-1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業実施後に国への報告が必要ですか。

A 8-1. 事業完了後、速やかに、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）の事業実施報告書で定めるところにより、KPI の達成状況、事業費の総額、地方創生応援税制に係る寄附の総額を報告してください。

また、事業期間が複数年度にわたる事業の場合、年度ごとに報告していただく必要があります。

なお、事業費が確定する前に寄附の受領を行った場合には、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）で定められた、最低限の執行が確実に見込まれる額や受領した寄附額等を記載した報告書を国へ提出するとともに、別添の参考様式を参考に事業費が確定した段階で地方公共団体から寄附企業に対して確定した事業費を記載した報告書を提出してください。

Q 8-2. 国への報告内容は公表されますか。

A 8-2. 事業実施報告書を一律に公表することはありません。

ただし、報告内容によっては、地域再生計画の認定の取消し等となることもあり、仮に認定が取り消された場合には、官報でその旨が公表されます。

Q 8-3. 事業検証の結果について、住民に対して公表する必要がありますか。

A 8-3. 企業の寄附を活用し、効果が高い地方創生事業が行われたことを住民が知ることができるよう、広報誌やホームページ等を通じて積極的に事業検証の結果を公表するようになしてください。

Q 8-4. 事業検証の結果について、寄附を受けた企業に対して報告する必要がありますか。

A 8-4. 企業は、寄附を行った事業がどのような成果を上げたかについて、株主や社内に説明する必要があると考えられますので、寄附企業に対して事業検証の結果を報告するようになしてください。

具体的な報告の方法については、国において一律に定めるものではありませんが、寄附企業に対して個別にお知らせするなど、それぞれの地方公共団体の判断で適切な方法により行うようになしてください。

9. 地方議会との関係について

Q 9-1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、議会にどのように対応するべきですか。

A 9-1. 事業の予算化等について、各地方公共団体の議会において十分に審議をしてください。また、事業の実施後においても、透明性の確保の観点から、寄附企業の名称及び寄附額、実施結果を執行部から議会に報告することが望ましいです。

Q 9-2. 地方創生応援税制に係る寄附については、地方自治法上の「負担付の寄附」に該当することとなり、歳入に当たって地方議会の議決が必要となるのではないのでしょうか。

A 9-2. 地方自治法上の「負担付の寄附」とは、反対給付的な意味において、地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付されるものをいいます。単に用途を指定するような寄附はこれに該当しないことから、本税制に係る寄附は、一般的には、地方自治法上の「負担付の寄附」には当たりません。

10. 広報について

Q 10-1. 認定を受けた地域再生計画に係るまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、企業がどのようにして知ることができるのでしょうか。

A 10-1. 地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画については、一覧表及び全ての地域再生計画を内閣府のホームページで公表します。また、地方公共団体においても、認定を受けた事業をホームページで公表することをはじめ、企業に対して積極的にPRをするようにしてください。

Q 10-2. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を行った企業の名前や寄附額を公表する必要がありますか。

A 10-2. 寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表するようにしてください。なお、国においても、寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表しています。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について

年 月 日

〇〇市町村長 殿

(法人名)

貴団体で実施される予定である〇〇事業に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

_____ 円

< A 7 - 3 . の別記様式 >

別記様式第 3 (第 1 4 条関係)

受領証

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域再生法第 1 3 条の 2 に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

事業名

寄附年月日

年 月 日

寄附金額

円

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について

年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

(都道府県知事 市町村長) 名

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、〇〇年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

--

2 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費		円
当該事業に対する寄附の受領額		円
うち、貴社からの寄附の受領額		円